



長野労働局発表 28-6  
平成 28 年 4 月 28 日

担 当	長野労働局 労働基準部監督課
	課 長 福田 剛之 主任監察監督官 久間 誠司 電話 026-223-0553

## 長野県バス協会に労働時間管理の徹底等を要請 ～バス運転者の交通労働災害防止に向けて～

長野労働局（局長：岡崎直人）は、本日、公益社団法人長野県バス協会に対して、バス運転者の労働時間管理の徹底等に関する要請を行います。この要請は、本年 1 月 15 日に軽井沢町で発生したスキーツアーバスの事故を受け、全国の労働基準監督署において実施した、貸切バス事業者に対する緊急の集中監督の結果を踏まえたものです。

なお、長野労働局における緊急の集中監督の結果も併せてお知らせします。

### 1 長野県バス協会への要請等

- (1) 長野労働局長から、長野県バス協会に、次の①から④の内容（別添 要請文参照）を要請（本日午前 11 時実施予定）
  - ① バス運転者の労働時間等に関する規定を定めた労働基準法や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）の遵守の再徹底
  - ② 長時間にわたる時間外・休日労働を行ったバス運転者に対する労働安全衛生法に基づく面接指導等の実施や労働時間の短縮等の措置の適切な実施
  - ③ バス運転者に対する労働安全衛生法に基づく健康診断の確実な実施や所見が認められたバス運転者に対する「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく就業上の措置の適切な実施
  - ④ 睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等の管理、乗務開始前の点呼等の実施、適正な走行計画の作成等、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく措置の適切な実施
- (2) 長野県バス協会の未加入事業者には、当該事業場を管轄する署長から、上記(1)の①から④と同様の内容を別途要請（本日通知予定）

### 2 緊急の監督指導の結果

- (1) 厚生労働省では、先般の事故を契機として、主に 2、3 月に貸切バス事業場に対する緊急の集中監督を全国で実施し、当局管内においても、5 事業場に対して集中監督を実施
- (2) 実施した 5 事業場すべてで、バス運転者に関する労働基準法令違反と改善基準告示違反が認められ（別添 要請文別紙参照）、是正に向けた指導を実施

■別添 要請文（写）



長野労発基0428第1号  
平成28年4月28日

公益社団法人長野県バス協会  
会長 中島 一夫 殿

長野労働局長

## バス運転者の労働時間管理等の徹底に関する要請について

労働基準行政の推進につきまして、日頃より御理解を賜り感謝申し上げます。さて、平成28年1月15日、長野県軽井沢町の国道18号において、貸切バスの運行中、バス運転者2名を含む15名が死亡し、26名が重軽傷を負うという重大な自動車事故が発生しました。

このような事故の発生は、乗客の生命がおびやかされるということのみならず、交通労働災害防止の観点からも看過しえないものです。

厚生労働省では労働基準監督署において、貸切バス事業者に対する、緊急の集中監督を行ったところですが、別紙のとおり、時間外及び休日労働に関する労使協定を超える時間外労働を行わせている、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下、「改善基準告示」という。）に定める拘束時間を超えている、法令に定める健康診断を行っていないなどの事例が認められたところです。

今回の事故原因については明らかになっておりませんが、交通労働災害の発生を防止するためには労働基準法、労働安全衛生法等の法令をはじめ、改善基準告示や交通労働災害防止のためのガイドライン等を遵守していただくことが重要です。

貴職におかれましては、傘下の会員に対し、特に下記の事項について、改めて徹底を御指導いただきますようお願いいたします。

記

- 1 バス運転者の労働時間等については、労働基準法及び改善基準告示に定められた規定の遵守を、改めて徹底すること。
- 2 長時間にわたる時間外・休日労働を行ったバス運転者に対しては、労働安全衛生法に基づく面接指導等を行うとともに、労働時間の短縮等の適切な措置を講ずること。
- 3 バス運転者の健康管理を適切に行うため、労働安全衛生法に基づく健康診断を確実に実施すること。また、所見が認められたバス運転者に対しては、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき、適切な就業上の措置を講ずること。
- 4 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等の管理、乗務開始前の点呼等の実施、適正な走行計画の作成など、適切な措置を講ずること。

# ツアーバスを運行する貸切バス事業場 に対する緊急の集中監督指導実施状況

## 1 監督指導実施状況（主に平成28年2月・3月に実施）

監督実施事業場数（※1）	5件（196件）
（このうち、労働基準監督署と地方運輸機関との合同監督・監査数）	3件（102件）

※1 （ ）内の数字は、全国計である。

## 2 バス運転者に関し、労働基準法等の法令違反が認められた状況

	監督実施 事業場数	違反 事業場数 (※2)	主要違反事項（※3）		
			労働時間	健康診断	休日
長野県	5	5 (100.0)	5 (100.0)	2 (40.0)	0 (0.0)
全国	196	166 (84.7)	95 (48.5)	39 (19.9)	15 (7.7)

※2 「違反事業場数」欄は、バス運転者に関し、労働基準法等の法令違反が認められた事業場数である。

※3 「主要違反事項」欄は、バス運転者に関し、当該事項に係る労働基準法等の法令違反が認められた事業場数である。  
なお、（ ）内は、監督実施事業場数に対する割合（%）である。

## 3 バス運転者に関し、改善基準告示の違反が認められた状況

	監督実施 事業場数	違反 事業場数 (※4)	改善基準告示違反事項（※5）					
			総拘束 時間	最大拘束 時間	休息期間	最大運転 時間	連続運転 時間	休日労働
長野県	5	5 (100.0)	1 (20.0)	3 (60.0)	2 (40.0)	0 (0.0)	4 (80.0)	0 (0.0)
全国	196	119 (60.7)	43 (21.9)	82 (41.8)	41 (20.9)	9 (4.6)	54 (27.6)	5 (2.6)

※4 「違反事業場数」欄は、改善基準告示違反が認められた事業場数である。

※5 「改善基準告示違反事項」欄は、当該事項について改善基準告示違反が認められた事業場数である。  
なお、（ ）内は、監督実施事業場数に対する割合（%）である。